

建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定について

平成 31 年和歌山県告示第 195 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号の規定により特定工程を、同条第 6 項の規定により特定工程後の工程をそれぞれ次のように指定し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

なお、平成 19 年和歌山県告示第 641 号（建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の指定）は、平成 31 年 3 月 31 日限り廃止する。

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 中間検査を行う区域

和歌山市を除く和歌山県全域

2 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

新築、増築、改築に係る部分が、次のいずれかに該当する建築物とする。

- (1) 一戸建て住宅（兼用住宅を含む。）、長屋又は共同住宅（階数が 3 以上であるものを除く。）の用途に供する建築物で、階数が 2 以上かつ延べ面積が 50 m²を超えるもの
- (2) 法別表第 1 の（一）の項から（四）の項までの（い）欄に定める用途に供する建築物で、延べ面積が 1,000 m²を超えるもの又は階数が 3 以上であるもの

3 指定する特定工程及び特定工程後の工程

特定工程は、次の表の左欄に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる工事の工程とし、特定工程後の工程は、同表の左欄に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる工事の工程とする。

構造	特定工程	特定工程後の工程
木造	土台、柱、はり及び筋かいを金物により接合する工事（（平成 13 年国土交通省告示第 1540 号に定める枠組壁工法又は木質系プレハブ工法による場合にあつては、壁を設置する工事）の工程	壁の外装工事又は内装工事の工程
鉄骨造	2 階の床版の取付工事（平屋については、建方工事）の工程	壁の外装工事又は内装工事の工程
鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造	2 階の床及びこれを支持するはりの配筋工事（配筋工事を現場で施工しないものにあつては、2 階のはり及び床版の取付工事、平屋については、屋根床版の配筋工事又は建方工事）の工程	2 階の床（平屋については、屋根床版）のコンクリート打設工事（2 階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2 階の柱及び壁の取り付け工事）の工程
その他（混構造を除く）	屋根の工事の工程	壁の外装工事又は内装工事の工程
混構造	主たる構造の特定工程に準ずる。	主たる構造の特定工程後の工程に準ずる。

4 適用除外

次に掲げる建築物については、中間検査の対象としない。

- (1) 平成 14 年国土交通省告示第 411 号に規定する丸太組構法を用いた建築物
- (2) 法第 85 条第 1 項ただし書きの規定の適応を受ける建築物又は同条第 5 項若しくは第 6 項の規定による許可を受けた建築物

5 経過措置

この告示の規定は、この告示の施行の日以後に提出される法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請書又は法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認を受けるための書類（以下この項において「確認申請書等」という。）に係る建築物について適用し、同日前に提出された建築物については、なお従前の例による。